

●「一般当座勘定規定」の改定のお知らせ

お客様各位

令和7年9月30日

平素より高知信用金庫に格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。  
す。

高知信用金庫（以下「当金庫」といいます）は、令和6年10月28日（月）付でお知らせしたとおり、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みとして、令和7年9月30日（火）をもって手形・小切手の新規発行を終了することといたしました。それに伴い、令和7年10月1日（水）より、「一般当座勘定規定」を改定することといたしましたのでお知らせいたします。

・[「一般当座勘定規定」はこちら](#)

記

1. 改定日

令和7年10月1日（水）

2. 主な追加内容

【当座勘定の払戻し】

・届出印または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法

以 上